

(1) 會場内ニ於ケル演壇ハニケ所トシ其以外ニ演壇ヲ設ケ又ハ演壇表キ場所ニ於テ演説ヲナサベル事尚ホ演壇ハ堅牢ナル材料ヲ以テ設備スルコト

三、参加者及集散

(1) 紳士ハ予メ其ノ住所、職業、氏名、年令等ノ届出ヲナシ届出以外ノ者ニ演説ヲナシメサル事

(2) 勞働組合員以外ノ者ヲ絕對ニ参加セシメサルコト

(3) 酒氣ヲ帶ヒ又ハ異様ノ服裝ヲナセル者ヲ入場並ニ参加セシメサルコト尚ホ會場内ニ於テ酒類ヲ使用セシメサルコト

(4) 會場ニ召集スル途中及散會ノ際ハ三々伍々集散シ尚ホ其途中ニ於テ歌ヲ唱ヒ其比示威運動的行爲ニ

出テサルハ勿論獲戾ハ一切之ヲ卷キテ携帯スルコト

(5) 集各所解散地其他行列途中ニ於テハ宣傳ビラノ類ヲ撒布セサルコト

(6) 當日合唱スル勞働歌ハ予メ打合セタルモノノ外絶對ニ歌ハサルコト(大正十三年度承認ノモノニシテ後記メ一六一歌)

(7) 當日朗讀スル宣言決議ハ予メ内閣ヲ受クルコト

(8) 行列中演説ヲ爲シ其他喧噪ニ涉ル行為アラシメサルコト

(9) 何人ト雖モ途中行列ニ参加スルコトヲ許サ、ルコト

(10) 行列出祭前参加者ニ對シ予メ途上並ニ解散後喧噪